

現在の公益法人について

【公益法人全体】(対象：26,264 法人)

常勤職員数 488,531 人

資産と負債

資産額 約 128 兆円 1 法人あたり資産額 49 億円

負債額 約 110 兆円 1 法人あたり負債額 42 億円

負債の対資産比率 (対資産比率=負債 / 資産)

債務超過法人が 587 法人存在する。

	10%未満	30%未満	50%未満	70%未満	90%未満	100%未満	100%超
法人数	13,270	4,390	2,928	2,209	1,616	1,043	587

【本来の公益法人】(対象：22,010 法人)

常勤職員数 430,844 人

資産と負債

資産額 約 121 兆円 1 法人あたり資産額 55 億円

負債額 約 106 兆円 1 法人あたり負債額 48 億円

負債の対資産比率 (対資産比率=負債 / 資産)

債務超過法人が 491 法人存在する。

	10%未満	30%未満	50%未満	70%未満	90%未満	100%未満	100%超
法人数	11,182	3,675	2,559	1,908	1,353	842	491

【互助・共済、業界団体等】(対象：4,032 法人)

常勤職員数 47,769 人

資産と負債

総資産額 約 6兆6千億円 1法人あたり資産額 16億円

総負債額 約 4兆円 1法人あたり負債額 10億円

負債の対資産比率 (対資産比率=負債 / 資産)

債務超過法人が 54 法人存在する。

	10%未満	30%未満	50%未満	70%未満	90%未満	100%未満	100%超
法人数	2,230	665	349	274	242	218	54

(注) これら互助・共済、業界団体等と判断されている 4,032 法人については、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」の内容を満たすか否かを各所管官庁が判断したデータである。なお、工業会、医師会、経済団体のほとんどが「本来の公益法人」に区分されている。

【営利法人への転換候補】(対象：50 法人)

常勤職員数 1,910 人

資産と負債

総資産額 約 590 億円 1法人あたり資産額 12億円

総負債額 約 301 億円 1法人あたり負債額 6億円

負債の対資産比率 (対資産比率=負債 / 資産)

債務超過法人が 2 法人存在する。

	10%未満	30%未満	50%未満	70%未満	90%未満	100%未満	100%超
法人数	8	17	1	13	7	2	2

(注) これら営利法人への転換候補と判断されている 50 法人については、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」2 (3)及び(4)により、営利法人(株式会社)への転換を行うことを予定している法人である。

【その他の法人】(対象：172 法人)

常勤職員数 8,008 人

資産と負債

総資産額 約 3,200 億円 1 法人あたり資産額 19 億円

総負債額 約 1,080 億円 1 法人あたり負債額 6 億円

負債の対資産比率 (対資産比率=負債 / 資産)

債務超過法人が 8 法人存在する。

	10%未満	30%未満	50%未満	70%未満	90%未満	100%未満	100%超
法人数	82	33	15	12	15	6	8

「公益法人の設立許可及び指導監督基準」における業界団体等に関する取扱いについて

「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」について(抜粋)

平成8年12月19日

公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ

(基準)

1. 目的

公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とするものでなければならず、次のようなものは、公益法人として適当でない。

- (1) 同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主たる目的とするもの
- (2) 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主たる目的とするもの
- (3) 後援会等特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの

(運用指針)

- (1) 公益性について厳密に定義づけることは困難であるため、本基準においては、十分な公益性が認められないものを例示している。
本文中、公益性の一応の定義として「不特定多数の者の利益」と規定しているが、これは厳密に不特定かつ多数の者の利益でなくてはならないとの意味ではなく、受益対象者が当該公益法人の構成員等特定の者に限定されている事業を主目的とするものは、公益法人としては不適当という意味である。
- (2) 公益法人は、本文(1)、(2)については、これを従たる目的とすることは認められるが、本文(3)については、これを従たる目的とすることも認められない。
- (3) 本文(2)については、法人の構成員となること自体は特定の者に限定されていても、不特定多数の者の利益を実現することを目的としている限りにおいては、公益法人として認められる。ただし、そのような場合であっても、本基準4.の理事の構成等の要件を満たす必要がある。
- (4) 本基準については、既存の公益法人にも適用される。したがって、既存の公益法人であって、本基準からすると、公益法人の目的として適当でないものを目的とするもの(例えば、本文(1)~(3)に該当するものを目的としているもの)に対しては、各官庁が本基準に適合するよう指導することとなる。ただし、既存の公益法人の中で、本基準に適合するよう目的に変更することが不可能な場合には、本基準8.経過措置に示した要件を満たすことにより、当面その存在は認められる。

(基準)

8. 経過措置等

- (1) 所管官庁は、本基準に適合しない公益法人に対しては、原則として3年以内に本基準に適合するように指導する。

ただし、既に設立されている法人で、法人格を取得する手段が民法第34条によることに限られたため、公益法人となっている業界団体等に関しては、真にやむを得ない事項については、法人に関する抜本的法改革を待って対応することとする。それまでの間は、所管官庁においては、当該業界関係者又は所管する官庁の出身者以外の者を、可及的速やかに監事とすることにより、公正さを担保するとともに、それぞれの定款等により定められた業務を適切に行うよう強力に指導するものとする。

(運用指針)

- (1) 本基準は、既に設立されている法人及び今後設立される法人の両方に適用される。既に設立されている法人において、本基準に適合しないものがある場合には、原則として本基準に、本基準の閣議決定日から3年以内に適合しなければならない。また、今後設立が許可されるものは、本基準に適合するものに限られる。

なお、新たに具体的基準が定められたもののうち、本基準5-(7)の内部留保に関するものは、閣議決定の改正日から3年以内に新たな基準に適合するように指導する。

- (2) 既に設立されている公益法人の中には、いわゆる業界団体や、公益法人として適当でない目的を有しているが、法人格を取得する手段が民法第34条によることに限られたため、公益法人となっているものが存在する。このようなものについては、その設立の経緯等から考えて、今回定められた基準に適合することができないものがあると考えられるが、そのうち真にやむを得ない事項(業界団体の理事構成、互助会の事業内容等)については、法人に関する抜本的法改革を待って対応することとする。それまでの間は、当該業界関係者又は所管する官庁の出身者以外の者を、可及的速やかに監事とすることで、公正さを確保するものとする。また、それぞれの定款又は寄附行為により定められた業務を適切に行うこととする。

注：枠内の(基準)は「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月20日閣議決定)の抜粋である。

「公益法人の設立許可及び指導監督基準」における営利競合等に関する取扱いについて

「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」について(抜粋)

平成8年12月19日

公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ

(基準)

2. 事業

(1) 公益法人の事業(付随的に行う収益を目的とする事業を除く。)は、次の事項のすべてに適合していなければならない。また、これらの事項に適合する事業の規模は、可能な限り総支出額の2分の1以上であるようにする。

- 1) 当該法人の目的に照らし、適切な内容の事業であること。
- 2) 事業内容が、定款又は寄附行為上具体的に明確にされていること。
- 3) 営利企業として行うことが適当と認められる性格、内容の事業を主とするものでないこと。

と。

(運用指針)

(1)~(5) (略)

(6) 本文(1)-3)について、社会通念上、営利企業として行うことが適当と考えられる性格、内容の事業を主とすることは公益法人として妥当ではない。

(基準)

2. 事業

(2) 事業内容が、社会経済情勢の変化により、営利企業の事業と競合し、又は競合しうる状況となっている場合には、公益法人としてふさわしいと認められる事業内容への改善等に向けて次の措置を講ずる。

- 1) 事業の運営等について、対価を引き下げる、不特定多数の者を対象とする等により公益性を高めること。
- 2) 新たに公益性の高い事業を付加すること。
- 3) 上記(2)の措置が講じられない場合においては、営利法人等への転換を行うこと。
- 4) 「営利法人等への転換」に係る必要な制度が整った後、所管官庁が上記(3)について監督上の措置を行い、その後3年以内に必要な措置がとられない場合は、設立許可の取消を含め対処する。

(運用指針)

(1) 「公益」の内容については、時代とともに変化するものと考えられる。したがって、公益法人の設立当時には公益目的として社会的に評価されていた事業でも、社会経済情勢の変化により、そのような事業が営利企業の事業として成立するものとなり、営利企業による同種の事業が著しく普及したり、また、営利企業の事業として成立するものと考えられるため、多くの営利企業がその事業への参入を求めている状況になることがある。このような場合においては、公益法人の事業内容が、営利企業の事業と競合、又は競合しうる状況となっていると考えられる。

- (2) 公益法人の目的事業が営利事業と競合等している場合には、
- 1) 目的は公益的であるが、事業の種類、内容、実施方法等が営利事業と競合等する状況になっている場合
 - 2) 目的そのものが公益目的と評価されなくなった場合
の2種類があると考えられる。
- (3) 本運用指針(2)-1の場合には、事業の運営等に当たり、(対価を伴う公益事業の場合においては)対価を引き下げたり、サービスの内容を社会的な弱者に有利な方向に変える等により、当該事業の公益性を高める必要がある。なお、対価の引下げについては、その事業の受益対象を拡大するためのものであることが必要であり、かつ営利企業と不公正な価格競争を引き起こすものであってはならない。
- (4) 本運用指針(2)-2の場合には、公益性の向上は困難であり、社団法人においては、目的を変更するか新たな公益性の高い事業を付加する必要がある、また財団法人においては、公益法人としての任務が終了したと見なすべきである。
- (5) 本文(2)の措置が講じられない場合には、所管官庁は、営利法人、組合等の他の法人格等への転換を行うよう指導する。この営利法人等への転換は、「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」(平成10年12月4日公益法人等の指導監督に関する関係閣僚会議幹事会申合せ)によるものとする。
- (6) 所管官庁が本文(3)について必要な措置を行い、その後3年以内に営利法人等への転換がなされない場合には、所管官庁は設立許可の取消を含め対処するものとする。
- (7) 公益法人の事業内容が営利企業の事業と競合等する場合の所管官庁の対応としては、自主的な解散を指導することも考えられる。このような指導は、本文(2)～(4)の各時点に関わらず、行えるものとする。

(基準)

8. 経過措置等

- (6) 2-(3)のうち「営利法人等への転換」については、関係省庁において検討がなされ、必要な制度が整った後に実施されるものとする。

(運用指針)

公益法人の営利法人等への転換については、法務省を中心とした検討の結果、現行法制度の下においても基本的には可能であるとの結論を得たことから、「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」に基づき、実施するものとする。

注：枠内の(基準)は「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月20日閣議決定)の抜粋である。

公益法人の営利法人等への転換に関する指針(概要)

平成 10 年 1 2 月 4 日
公益法人等の指導監督等に関する
関係閣僚会議幹事会申合せ

1 趣旨

事業内容が営利法人と競合する公益法人については、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月20日閣議決定)において、営利法人への転換を図ることとされているが、法務省を中心とした検討の結果、現行法制度の下においても、営利法人への転換を行うことは基本的に可能であるとの結論を得たことから、その具体的・統一的な指針を関係省庁間において申し合わせるもの。

2 所管官庁における指導

- (1) 営利法人と競合する公益法人については、閣議決定における是正期限である平成11年9月までに、公益法人としてふさわしい事業内容への改善を行う。
- (2) (1)の期限までに改善が行われない場合には、営利法人への転換を行うよう文書により監督上の措置を行う。
- (3) (2)の措置を受けた公益法人は、1年以内に所管官庁に対し、転換に向けての計画を提出する。
- (4) (2)の措置の後3年以内に営利法人への転換がなされない場合には、所管官庁は設立許可の取消しも含め対処する。

3 転換後の対応

- (1) 公益法人が、営利法人にその業務の一部を現物出資し、その対価として取得する当該営利法人の株式等については、その取得後速やかに処分する。
- (2) 営利法人の取締役と存続する公益法人の理事との兼職は避けることとする。

4 転換に関する全体像の把握

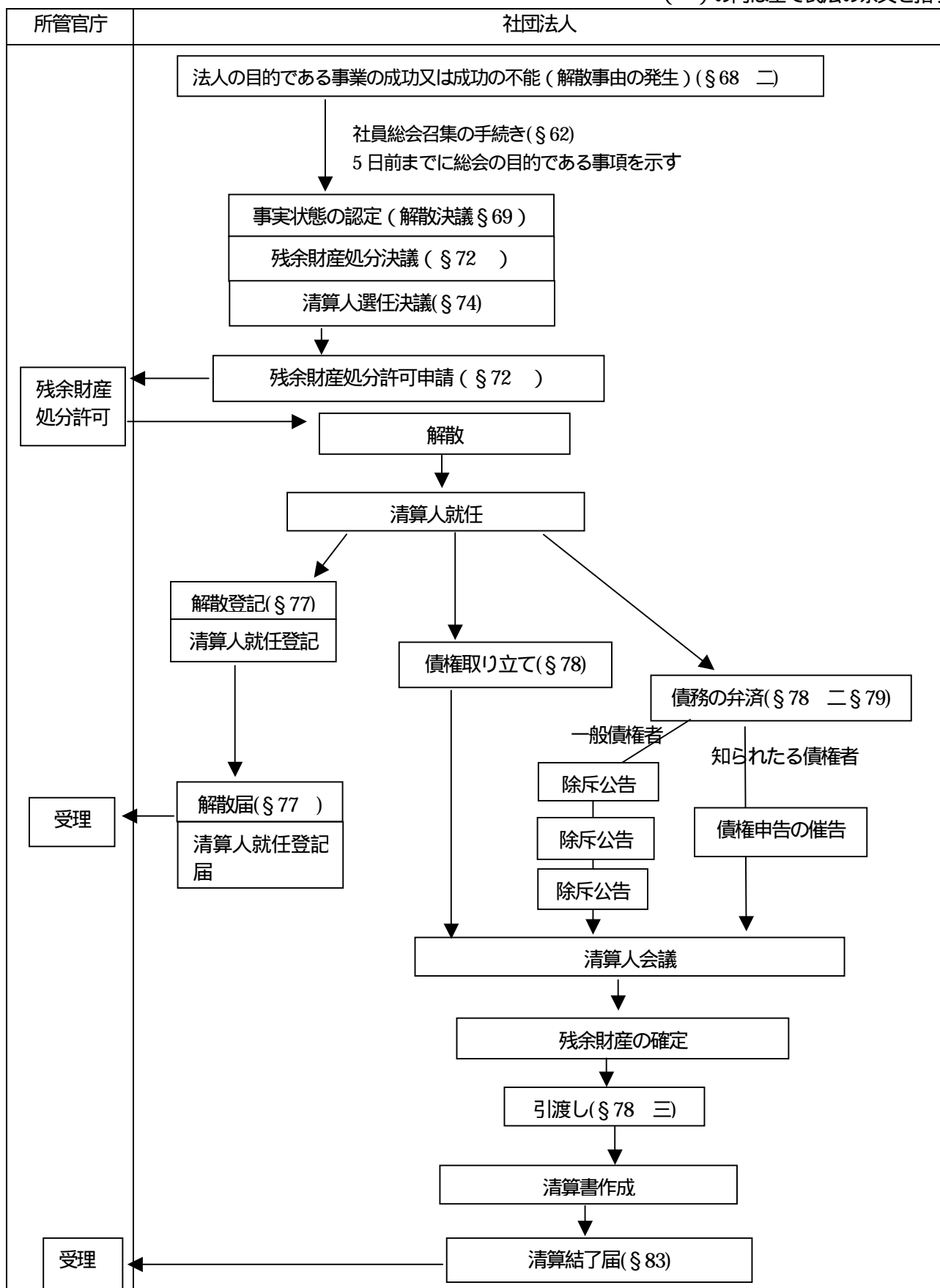
総務省は、転換状況を把握し「公益法人に関する年次報告」において公表する。

5 参考(株式会社へ転換する方法の例)

- (1) 社団法人・財団法人が解散した後、その事業を株式会社に譲渡する場合
- (2) 社団法人がその事業を株式会社に譲渡した後、解散する場合
- (3) 社団法人がその事業を株式会社に現物出資した後、解散する場合
- (4) 社団法人・財団法人がその事業の一部を株式会社に譲渡し、引き続き公益法人が存続する場合
- (5) 社団法人・財団法人がその事業の一部を株式会社に現物出資し、引き続き公益法人が存続する場合

解散に係る手続きの一例

() の内は全て民法の条文を指す



残余財産
処分許可

受理

受理

参 照 条 文

民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

第三十四条 祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其他公益ニ関スル社団又ハ財団ニシテ営利ヲ目的トセサルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得

第六十二条 總會ノ招集ハ少クとも五日前ニ其會議ノ目的タル事項ヲ示シ定款ニ定メタル方法ニ從ヒテ之ヲ為スコトヲ要ス

第六十八条 法人ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス

- 一 定款又ハ寄附行為ヲ以テ定メタル解散事由ノ発生
- 二 法人ノ目的タル事業ノ成功又ハ其成功ノ不能
- 三 破産
- 四 設立許可ノ取消

2 社団法人ハ前項ニ掲ケタル場合ノ外左ノ事由ニ因リテ解散ス

- 一 總會ノ決議
- 二 社員ノ欠亡

第六十九条 社団法人ハ総社員ノ四分ノ三以上ノ承諾アルニ非サレハ解散ノ決議ヲ為スコトヲ得ス但定款ニ別段ノ定アルトキハ此限ニ在ラス

第七十二条 解散シタル法人ノ財産ハ定款又ハ寄附行為ヲ以テ指定シタル人ニ帰屬ス

2 定款又ハ寄附行為ヲ以テ帰屬権利者ヲ指定セス又ハ之ヲ指定スル方法ヲ定メサリシトキハ理事ハ主務官庁ノ許可ヲ得テ其法人ノ目的ニ類似セル目的ノ為メニ其財産ヲ処分スルコトヲ得但社団法人ニ在リテハ總會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス

3 前二項ノ規定ニ依リテ処分セラレサル財産ハ国库ニ帰屬ス

第七十三条 解散シタル法人ハ清算ノ目的ノ範圍内ニ於テハ其清算ノ結了ニ至ルマテ尚ホ存続スルモノト看做ス

第七十四条 法人ハ解散シタルトキハ破産ノ場合ヲ除ク外理事其清算人ト為ル但定款若クハ寄附行為ニ別段ノ定アルトキ又ハ總會ニ於テ他人ヲ選任シタルトキハ此限ニ在ラス

第七十七条 清算人ハ破産及ビ設立許可ノ取消ノ場合ヲ除ク外解散後主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間、其他ノ事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ其氏名、住所及ヒ解散ノ原因、年月日ノ登記ヲ為シ且ツ之ヲ主務官庁ニ届出ツルコトヲ要ス

2 清算中ニ就職シタル清算人ハ就職後主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間、其他ノ事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ其氏名、住所ノ登記ヲ為シ且ツ之ヲ主務官庁ニ届出ツルコトヲ要ス

3 前項ノ規定ハ設立許可ノ取消ニ因ル解散ノ際ニ就職シタル清算人ニ之ヲ準用ス

第七十八条 清算人ノ職務左ノ如シ

- 一 現務ノ結了
 - 二 債権ノ取立及ヒ債務ノ弁済
 - 三 残余財産ノ引渡
- 2 清算人ハ前項ノ職務ヲ行フ為メニ必要ナル一切ノ行為ヲ為スコトヲ得

第七十九条 清算人ハ其就職ノ日ヨリ二个月内ニ少クトモ三回ノ公告ヲ以テ債権者ニ対シ一定ノ期間内ニ其請求ノ申出ヲ為スヘキ旨ヲ催告スルコトヲ要ス但其期間ハ二个月ヲ下ルコトヲ得ス

- 2 前項ノ公告ニハ債権者カ期間内ニ申出ヲ為ササルトキハ其債権ハ清算ヨリ除斥セラルヘキ旨ヲ附記スルコトヲ要ス但清算人ハ知レタル債権者ヲ除斥スルコトヲ得ス
- 3 清算人ハ知レタル債権者ニハ各別ニ其申出ヲ催告スルコトヲ要ス

第八十三条 清算カ結了シタルトキハ清算人ハ之ヲ主務官庁ニ届出ツルコトヲ要ス